

平成 29 年 度

都 市 局 関 係 予 算 概 要

平成 29 年 1 月

国 土 交 通 省 都 市 局

目 次

I. 平成29年度都市局関係予算総括表

1. 平成29年度都市局関係予算事業費・国費総括表	1
2. 平成29年度都市局関係財政投融资計画等総括表	3
3. 平成29年度都市開発資金予算総括表	4
4. 平成29年度行政経費予算主要事項	5

II. 平成29年度都市局関係予算の基本方針	6
平成29年度都市局関係予算概要	7

III. 主な新規・拡充事項

1. 熊本地震等の被災地の復旧・復興	
(1) 熊本地震により被災した宅地の復旧・耐震化の推進	8
(2) 土地区画整理事業等による熊本地震の被災市街地の復興	9
2. 景観、歴史的建造物等を活かしたまちづくり	
(1) 「景観まちづくり刷新支援事業」の創設	10
(2) 「まちづくりファンド支援事業」の創設	11
3. コンパクトで賑わいのあるまちづくり	
(1) 立地適正化計画の作成等の支援の強化	12
(2) コンパクトシティ施策の充実	13
(3) 子育てしやすいまちづくり	14
(4) 民間のまちづくり活動の推進	15
(5) 物流の効率化に資する共同荷捌き駐車施設の整備の推進	15
(6) 個別利用区制度、立体換地制度の活用の推進	16
4. 都市の競争力の強化	
(1) 国際競争拠点の整備の加速化	17
(2) 民間都市開発事業への金融支援の充実	18
(3) 旅館・ホテルの建設、観光バス駐車場の整備の推進	19
(4) 「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」	20
5. 緑豊かなまちづくり	
(1) 「Park-PFI 制度」の創設	21
(2) 「市民公開緑地制度（仮称）」の創設	22
(3) 国営公園等の魅力化	23
6. 都市開発の海外展開・国際貢献	
(1) 環境共生型都市開発の海外展開	24
(2) 海外日本庭園再生プロジェクト	25
(3) 2020年東京オリパラ大会の暑熱対策	25
7. その他の事項	26

IV. 平成29年度税制改正事項	27
------------------------	----

I. 平成29年度 都市局関係予算総括表

1. 平成29年度都市局関係予算事業費・国費総括表

区 分	平成29年度 (A)	
	事業費	国 費
国 営 公 園 等	32,868	28,031
うち国営公園等整備	8,538	8,538
うち国営公園維持管理	14,395	14,395
都 市 環 境 整 備	154,752	24,054
市 街 地 整 備	154,752	24,054
住 宅 対 策	1,393	700
一 般 公 共 事 業 計	189,013	52,785
災 害 復 旧 等	691	400
都市災害復旧事業	191	150
特殊地下壕等対策事業	500	250
行 政 経 費	7,453	2,475
合 計	197,157	55,660

(単位：百万円)

前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考
事業費	国 費	事業費	国 費	
33,578	28,355	0.98	0.99	1. 本表のほか、国費として、 (1) 社会資本整備総合交付金の全体額 893,958百万円がある。 (2) 防災・安全交付金の全体額 1,105,736百万円がある。 2. 復興庁計上の国費として、 (1) 東日本大震災復興交付金の全体額 52,502百万円がある。 (2) 福島再生加速化交付金の全体額 80,671百万円がある。 (3) 社会資本整備総合交付金の全体額 108,952百万円がある。 (4) 国営追悼・祈念施設整備事業 1,289百万円がある。 (5) 都市災害復旧事業 2,382百万円がある。
9,005	9,005	0.95	0.95	
14,182	14,182	1.02	1.02	
213,577	23,577	0.72	1.02	
213,577	23,577	0.72	1.02	
1,656	853	0.84	0.82	
248,811	52,785	0.76	1.00	
691	400	1.00	1.00	
191	150	1.00	1.00	
500	250	1.00	1.00	
8,193	2,575	0.91	0.96	
257,695	55,760	0.77	1.00	

２．平成２９年度都市局関係財政投融资計画等総括表

(単位：百万円)

区 分	29 年 度 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A / B)	備 考
独立行政法人都市再生機構	105,622	99,515	1.06	都市機能更新 土地利用 防災公園街区整備 まちなか再生・ まちなか居住推進
財政投融资	55,600	39,500	1.41	
財政融資資金	55,600	34,700	1.60	
産業投資	0	4,800	皆減	
政府保証債	0	0	-	
自己資金等	50,022	60,015	0.83	
政府出資等	256	256	1.00	
その他の自己資金等	49,766	59,759	0.83	
一般財団法人民間都市開発推進機構	47,268	67,299	0.70	
財政投融资	27,200	31,000	0.88	
財政融資資金	0	0	-	
産業投資	0	0	-	
政府保証債	27,200	31,000	0.88	
自己資金等	20,068	36,299	0.55	
政府出資等	0	0	-	
その他の自己資金等	20,068	36,299	0.55	
合 計	152,890	166,814	0.92	
財政投融资	82,800	70,500	1.17	
財政融資資金	55,600	34,700	1.60	
産業投資	0	4,800	皆減	
政府保証債	27,200	31,000	0.88	
自己資金等	70,090	96,314	0.73	
政府出資等	256	256	1.00	
その他の自己資金等	69,834	96,058	0.73	

１．独立行政法人都市再生機構の都市機能更新には、住宅局所管分を含む。また、土地有効利用、防災公園街区整備及びまちなか再生・まちなか居住推進は、住宅局との共管である。

２．一般財団法人民間都市開発推進機構のその他の自己資金等については、政府保証借入（５年未満）等である。

3. 平成29年度都市開発資金予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成29年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国費 (B)	事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
用地先行取得資金融資	1,118	1,118	1,664	1,664	0.67	0.67
市街地再開発 事業等資金融資	3,900	1,950	4,286	2,143	0.91	0.91
都 市 局	900	450	1,286	643	0.70	0.70
住 宅 局	3,000	1,500	3,000	1,500	1.00	1.00
土地区画整理事業資金融資	860	430	436	218	1.97	1.97
都市環境維持・改善 事業資金融資	140	70	200	100	0.70	0.70
都市再生機構事業資金融資	256	256	256	256	1.00	1.00
民間都市開発推進資金融資	5,200	5,200	6,000	6,000	0.87	0.87
賑わい増進事業資金融資	200	100	0	0	皆増	皆増
都市開発資金貸付金 計	<u>11,674</u>	<u>9,124</u>	<u>12,842</u>	<u>10,381</u>	<u>0.91</u>	<u>0.88</u>
都 市 局	8,674	7,624	9,842	8,881	0.88	0.86
住 宅 局	860	430	436	218	1.97	1.97
都市環境整備分	7,814	7,194	9,406	8,663	0.83	0.83
住 宅 局	3,000	1,500	3,000	1,500	1.00	1.00
都市環境整備分	3,000	1,500	3,000	1,500	1.00	1.00

4. 平成29年度行政経費予算主要事項

(単位：百万円)

区 分	29年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市局関係行政経費	7,453	2,475	8,193	2,575	0.91	0.96
【主要事項】						
地球温暖化防止等の環境の保全に必要な経費						
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策に関する調査	15	15	15	15	1.00	1.00
都市緑化による暑熱対策推進のための実証調査	30	30	0	0	皆増	皆増
住宅・市街地の防災性の向上に必要な経費						
地震時の造成宅地被害把握への新技術活用検討調査	12	12	0	0	皆増	皆増
都市・地域づくりの推進に必要な経費						
働き方の変革に対応したICTを活用した都市再興のあり方に関する検討	25	25	25	25	1.00	1.00
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	128	92	116	80	1.10	1.15
集約型都市構造化推進調査	134	134	132	132	1.02	1.02
うち コンパクトシティの先行事例の分析・横展開に関する検討調査	15	15	0	0	皆増	皆増
都市計画情報を利用できる環境づくり検討調査	13	13	0	0	皆増	皆増
都市と緑・農の共生まちづくり推進調査	88	88	88	88	1.00	1.00
コンパクトシティ形成支援事業	857	429	614	307	1.40	1.40
国際競争力強化・シティセールス支援事業	3,274	503	2,611	402	1.25	1.25
環境共生型都市開発の海外展開に向けた調査	182	182	155	155	1.18	1.18
海外における日本庭園の保全再生方策検討調査	20	20	0	0	皆増	皆増
総合的な国土形成の推進に必要な経費						
持続可能な大都市圏形成に係る検討調査	36	36	36	36	1.00	1.00

Ⅱ. 平成２９年度都市局関係予算の基本方針

- 平成２９年度都市局関係予算については、以下の基本方針により、取り組んでいく。
1. 熊本地震で被災した宅地の復旧・耐震化、被災市街地の復興等を着実に推進する。
 2. 地域の優れた景観、歴史的建造物等の地域資源を活用したまちづくりを推進する。
 3. 子育て世代や高齢者が安心できる生活環境、持続可能な地域経済圏の実現、まちの賑わいを創出するため、都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティを推進する。
 4. 都市機能の集積や交通利便性及び防災機能の向上を図り、大規模都市開発プロジェクトを推進するとともに、我が国の都市の魅力を発信することで国際競争力を強化する。
 5. 官民連携による都市公園、緑地等のオープンスペースを確保することにより、緑豊かなまちづくりを推進する。
 6. 我が国の都市開発の強みと魅力の発信、新興国への重点的支援等により、日本型都市開発モデルの海外展開を推進し、我が国企業の受注増加を目指す。

平成29年度都市局関係予算概要

1. 熊本地震等の被災地の復旧・復興

予算

- 熊本地震により被災した宅地の復旧・耐震化の推進
 - ・宅地の復旧・耐震化、土地区画整理事業等による被災市街地の復興、熊本城公園の早期復旧
- 東日本大震災からの復興・創生
 - ・国営追悼・祈念施設(仮称)の整備 等
- 都市の安全・安心の確保
 - ・密集市街地対策、地下街の施設・設備の安全対策 等

2. 景観、歴史的建造物等を活かしたまちづくり

予算

- 「景観まちづくり刷新支援事業」の創設

金融

- 「まちづくりファンド支援事業」の創設

3. コンパクトで賑わいのあるまちづくり

予算

- 子育てしやすいまちづくり
 - ・居住誘導効果の高い子育て支援施設の整備
 - ・都市公園への子ども向け遊戯施設の設置等の促進
- 立地適正化計画の作成等の支援の強化
- コンパクトシティ施策の充実
 - ・隣接市町村による共同施設整備
 - ・公的不動産の有効活用
- 民間のまちづくり活動の推進
- 物流の効率化に資する共同荷捌き駐車施設の整備の推進
- 個別利用区制度、立体換地制度の活用等の推進

4. 都市の競争力の強化

予算

- 国際競争拠点の整備の加速化
 - ・バス高速輸送システム(BRT)の整備
 - ・業務継続地区(BCD)の構築
- 旅館・ホテルの建設、観光バス駐車場の整備の推進
 - ・市街地再開発事業による宿泊施設の整備を支援
 - ・観光バス駐車場整備の推進
- シティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想

金融

- 民間都市開発事業への金融支援の充実

5. 緑豊かなまちづくり

予算

- 「Park-PFI制度」の創設
- 「市民公開緑地制度(仮称)」の創設
- 国営公園等の魅力化

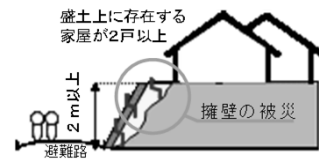
6. 都市開発の海外展開・国際貢献

予算

- シティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想(再掲)
- 環境共生型都市開発の海外展開
- 海外日本庭園再生プロジェクト
- 2020年東京オリパラ大会の暑熱対策

熊本地震における「宅地耐震化推進事業」の拡充

- ・宅地耐震化推進事業の補助率を1/3または1/4⇒1/2に嵩上げ
- ・補助対象となる造成宅地の盛土高さを5m⇒2mに緩和



「景観まちづくり刷新支援事業」の概要

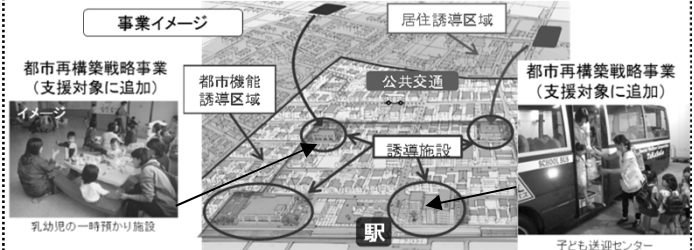
【補助率】1/2以内

【支援メニュー】

- ・景観資源の保全・活用に関する事業(建築物の外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備 等)
- ・景観まちづくりに必要なインフラの整備(散歩道、広場、駐車場の整備 等)

「都市再構築戦略事業」の拡充

交付対象誘導施設に、乳幼児の一時預かり施設及び子ども送迎センターを新たに追加。



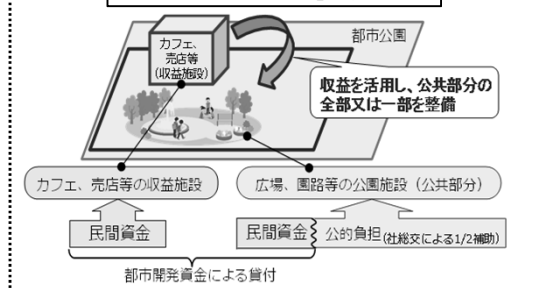
「国際競争拠点都市整備事業」の拡充

- ・バス高速輸送システム(BRT)の整備を補助対象に追加
- ・業務継続地区(BCD)におけるエネルギー導管等の整備を補助対象に追加

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成



「Park-PFI制度」の創設



Ⅲ. 主な新規・拡充事項

1. 熊本地震等の被災地の復旧・復興

(1) 熊本地震により被災した宅地の復旧・耐震化の推進

平成 28 年熊本地震では、造成宅地の滑動崩落（地滑り）、液状化による大規模な宅地被害に加えて、擁壁倒壊といった小規模な造成宅地の被害が多く発生した。被災した宅地の早期復旧や再度災害防止のための耐震化を図るため、宅地耐震化推進事業について、補助率の嵩上げ（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 1/3→1/2、宅地液状化防止事業 1/4→1/2）を行うとともに、同事業の補助対象要件の緩和（盛土高さ 5m 以上・同一盛土上に存在する家屋が 5 戸以上→盛土高さ 2m 以上・同一盛土上に存在する家屋が 2 戸以上）を行う。

国 費 防災・安全交付金（11,057 億円）の内数

【宅地耐震化推進事業の拡充】 ※熊本地震により宅地被害が集中した熊本県内の市町村に限る

		通常	拡充
大規模造成地の滑動崩落防止	規模要件	以下のいずれかに該当 ① 盛土面積 3000 m ² かつ 盛土上の家屋が 10 戸以上 ② 盛土高さ 5m 以上 かつ 盛土前の地盤面が水平面に対し 20° 以上 かつ 盛土上の家屋が 5 戸以上	
	補助率	1/3	1/2に嵩上げ ・H28 年度 2 次補正で措置 ・H29 年度当初予算でも引き続き措置
液状化防止	規模要件	・液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された 3000 m ² 以上の区域 ・区域内の家屋が 10 戸以上	
	補助率	1/4	1/2に嵩上げ ・H28 年度 2 次補正で措置 ・H29 年度当初予算でも引き続き措置
小規模造成宅地への対応	規模要件	—	既存の造成宅地対策では該当しない小規模なものが対象（以下の要件に該当するもの） ・盛土高さ2m以上（従前 5m→2mに緩和） ・同一盛土上に存在する家屋が 2 戸以上（従前 5 戸→2 戸に緩和） （注）既存事業と同様に避難路等の保全対象の要件は必要
	補助率	—	1/2



大規模造成宅地の滑動崩落



液状化



小規模造成宅地の被害

また、熊本地震の教訓も踏まえ、造成宅地の耐震化を進めるため、大規模盛土造成地マップの公表などを行った場合における補助率の嵩上げ措置（1/4→1/3）の適用期間を2年延長するとともに、地震発生直後における宅地の被害状況を迅速・的確に把握するため、リモートセンシング技術による被害把握手法の活用検討を行う。

(2) 土地区画整理事業等による熊本地震の被災市街地の復興

平成 28 年熊本地震により被害が甚大であった益城町など被災市街地の早期復興、喪失した公共公益施設、都市機能施設の機能復旧を図るため、被災状況に的確に対応しつつ土地区画整理事業、市街地再開発事業を推進する。

特に、市街地直下の断層活動により、甚大な被害が生じた地域での復興事業を加速化するため、土地区画整理事業について国庫補助による支援の充実（移転補償費の交付対象に、公共施設整備に伴い連鎖的に移転が必要となる建築物を追加）を図る。

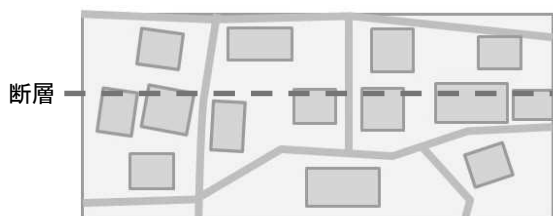
国 費 防災・安全交付金（11,057億円）の内数 等

被災市街地復興土地区画整理事業の拡充

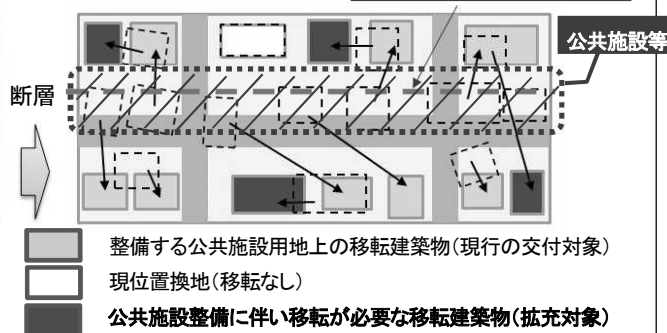
【被災状況】



【事業前】



【事業後】



【拡充事項】

現行、整備する公共施設用地上の移転建築物に対する支援

公共施設整備に伴い、連鎖的に移転が必要となる
建築物の移転補償費に対象を拡大

※熊本地震による被災市街地復興推進地域内の地区に限る（想定される地区は益城町）

2. 景観、歴史的建造物等を活かしたまちづくり

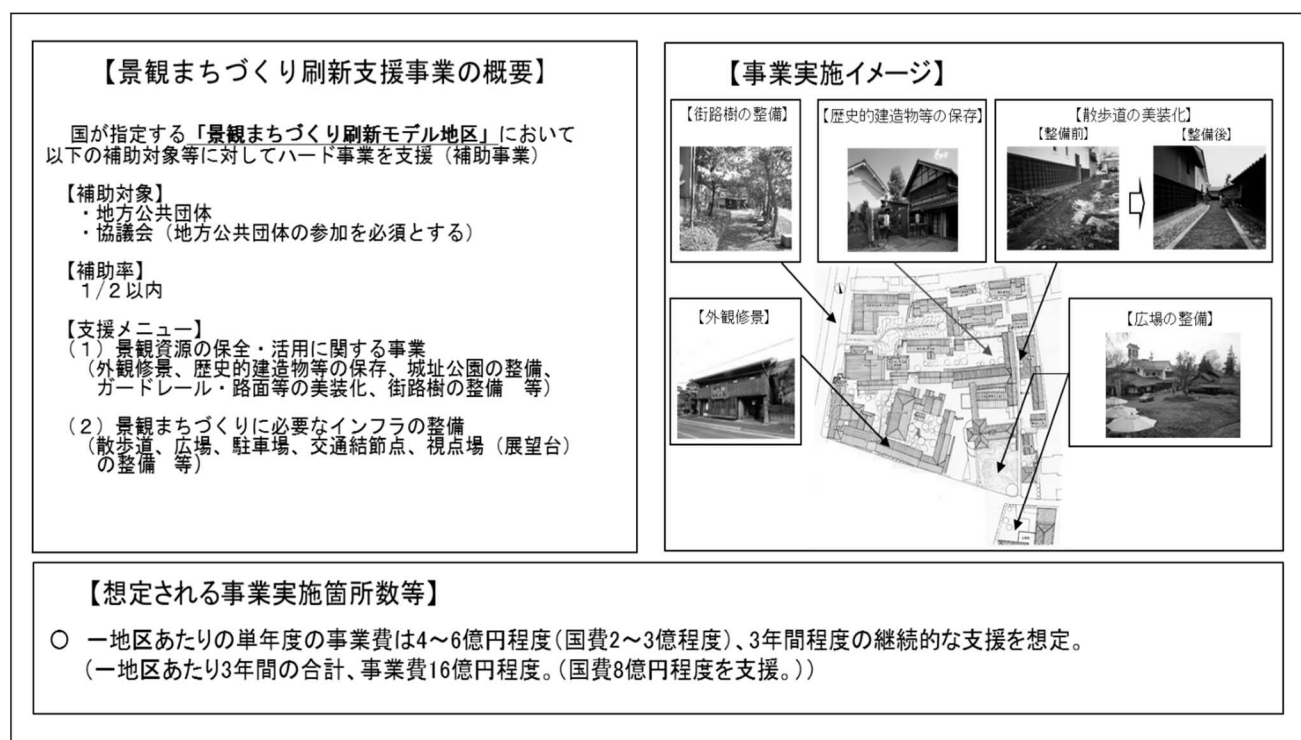
(1)「景観まちづくり刷新支援事業」の創設

観光立国の実現を目指し、景観資源の保全・活用によるまちづくりを推進するため「景観まちづくり刷新支援事業」を創設する。

具体的には、地方公共団体等が行う、建築物の外観修景、歴史的建造物の保存、城址公園の整備など景観資源の保全・活用に関する事業、散歩道、広場、駐車場の整備などの関連インフラの整備に対し、国が2分の1を補助する。

今後、10地区程度をモデル地区として指定し、集中整備により概ね3年以内にまちの景観を刷新する。

国 費 25億円（皆 増） 等



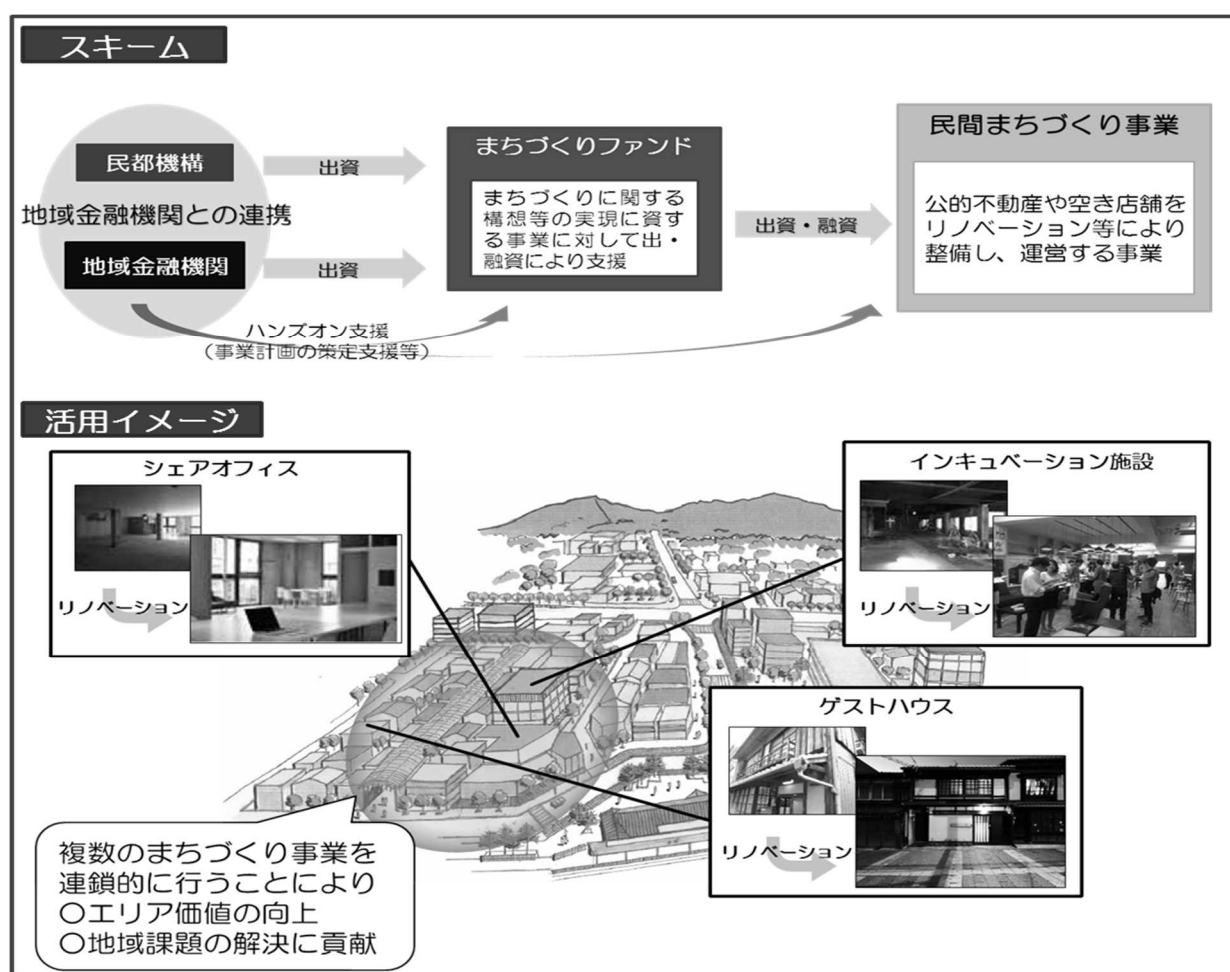
※なお、本事業の創設に伴い、既存の集約促進景観・歴史的風致形成推進事業においては、観光地の魅力向上に資するソフト事業（デザインルール作成、歴史的風致形成建造物等の利活用の検討など）を重点的に支援していく。

(2)「まちづくりファンド支援事業」の創設

急激な人口減少や少子高齢化等の課題を抱える地方都市においてまちの活力を取り戻すためには、地域の資金を活用しつつ公的不動産や空き店舗等を有効に活用して、一定のエリアにおいて複数の事業をマネジメントしながら連鎖的に進めていく必要がある。

このため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が出資するまちづくりファンドを立ち上げ、当該ファンドが、民間事業者が行うリノベーション事業等に出資・融資するスキームを構築することで、まちの賑わいの創出、地域経済の活性化を図る。

国 費 4 億円 (皆 増)



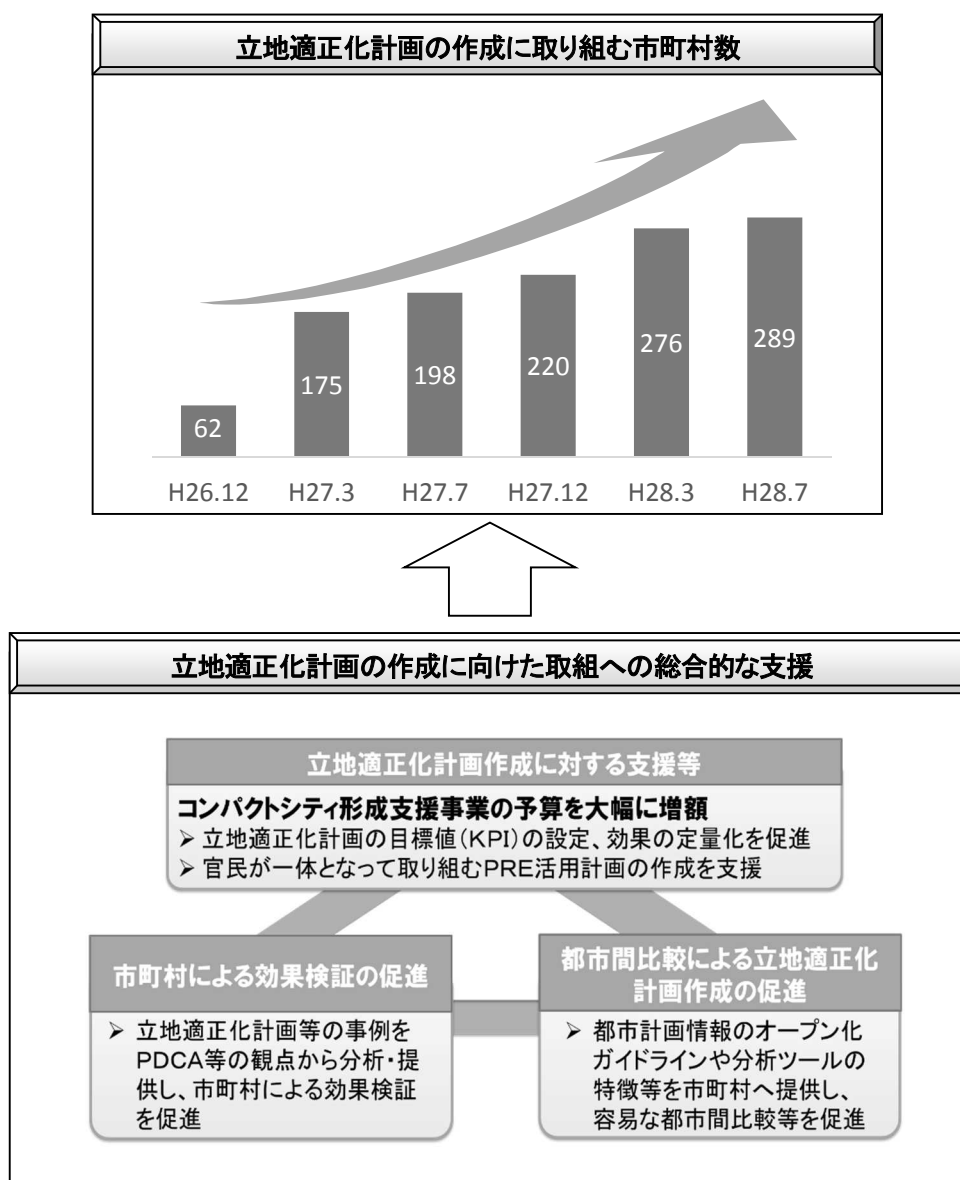
3. コンパクトで賑わいのあるまちづくり

(1) 立地適正化計画の作成等の支援の強化

現在、市町村において、コンパクトシティ施策を具体的に推進するための基礎となる立地適正化計画の作成の動きが本格化しているため、そのための調査や検討等に要する資金面での支援を強化する（コンパクトシティ形成支援事業の予算を大幅に増額）。

加えて、先行して作成される立地適正化計画について PDCA 等の観点から分析し、国が市町村に技術的助言を行うとともに、都市間比較を容易に行えるよう都市計画情報のオープン化等に向けた検討を行うなど、コンパクトシティ形成に向けた取組を総合的に支援する。

国 費 4. 29億円（1. 40倍）等



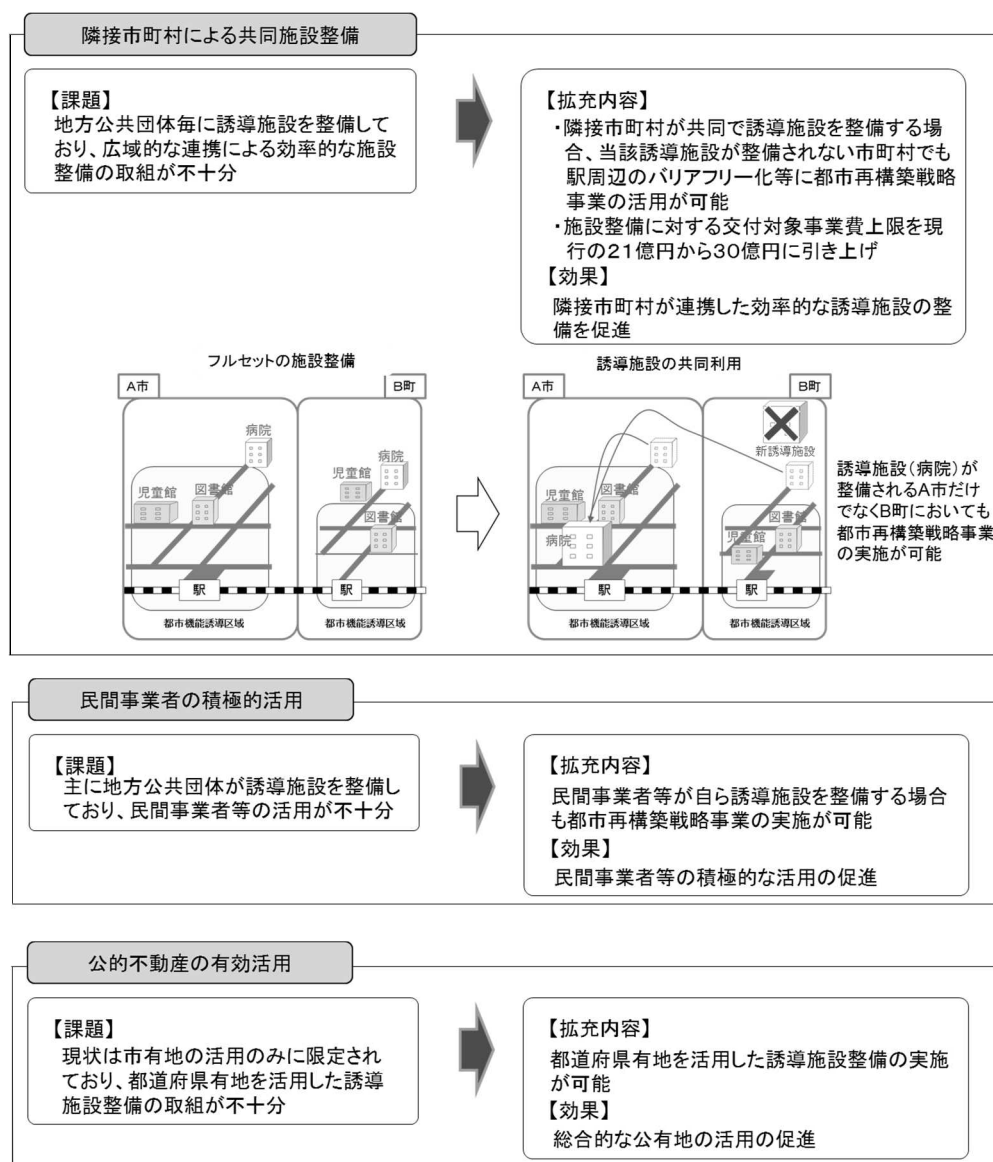
(2) コンパクトシティ施策の充実

コンパクトシティの取組が計画作成段階から事業実施段階へと移行しつつある中、効率的かつ効果的な事業実施が可能となるよう支援施策を充実する。具体的には、隣接市町村による病院等の誘導施設の共同整備や、都道府県有地を市町村に低廉な価格で貸与する場合の支援など公的不動産の有効活用を促進する。

(参考) コンパクトシティの推進のための地方財政措置の拡充

地方公共団体において公共施設等の適正な管理を実施し、コンパクトシティを推進するため、長期的なまちづくりの視点に基づき施設の立地適正化を図る地方単独事業に対する地方財政措置を拡充。

国 費 社会資本整備総合交付金（8,940億円）の内数 等



(3) 子育てしやすいまちづくり

コンパクトで子育て世代にとって暮らしやすい環境を整えるため、都市再構築戦略事業等について、鉄道駅等の公共交通拠点周辺の拠点地区に誘導すべき施設の補助対象に、新たに「乳幼児の一時預かり施設」及び「子ども送迎センター」を追加する。

また、子どもが安心して遊ぶことができる屋外の遊び場を確保するため、都市公園ストック再編事業等により子ども向け遊戯施設の設置等を促進する。

国 費 社会資本整備総合交付金（８，９４０億円）の内数 等



都市再構築戦略事業・都市機能立地支援事業の拡充

【課題】

子育て支援施設は法律に基づく幼稚園、保育園等に限定

【拡充内容】

乳幼児の一時預かり施設、子ども送迎センターを交付対象施設に追加

【効果】

居住誘導効果の高い子育て支援施設の整備によるコンパクトシティの推進

(4) 民間のまちづくり活動の推進

地域の価値を高め、都市の課題解決を図るためには、民主導によるまちづくり活動について、多様なまちづくり関係者によるワークショップの開催や、広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施及び空き地・空き店舗等の活用促進等の活動を支援することが必要である。

このため、官民連携による魅力的な都市空間づくりを行うプレイスメイキングの支援を一層強化し、都市の魅力の向上や発信を図る。

国 費 0.92億円（1.15倍）

民間の先進的取組の普及啓発



都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営

民間の担い手が主体となった施設整備等を含む実証実験等



取組み以前



オープンカフェ開設後

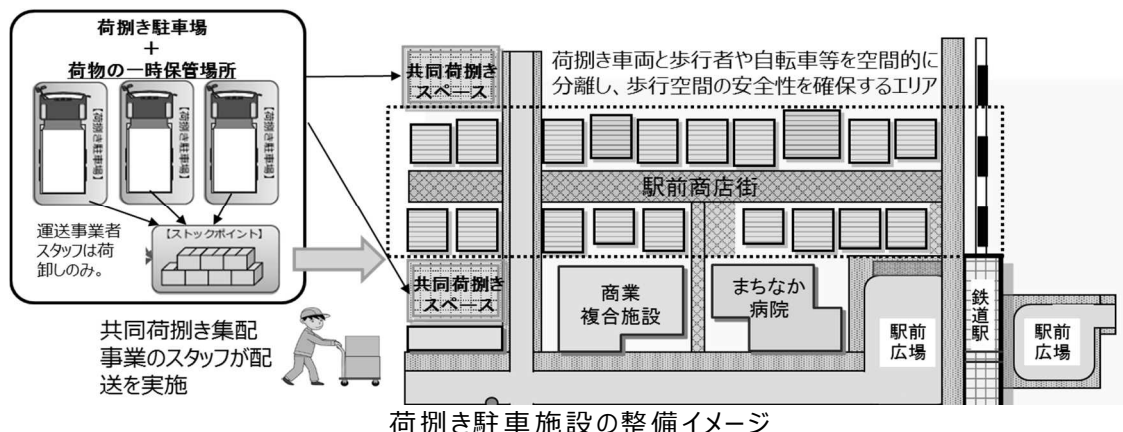
協定に基づくオープンカフェ等の都市利便増進施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出(イメージ)

(5) 物流の効率化に資する共同荷捌き駐車施設の整備の推進

物流の効率化や歩行空間の安全性を確保するため、駅前などの中心市街地において、店舗などへの配送を行う荷捌き車両と歩行者や自転車等を空間的に分離し、混在を回避する必要がある。

このため、荷捌きのための路上駐車を解消する共同荷捌き駐車施設の整備を推進する。

国 費 6億円（1.00倍）等



(6) 個別利用区制度、立体換地制度の活用の推進

平成 28 年の都市再開発法改正により創設された個別利用区制度については、既存の建築物を有効に活用しながら、地域の身の丈に合った規模の市街地整備を可能とする手法であり、その積極的な活用を推進する。

また、コンパクトシティの拠点地区において、市街地の安全性の向上と地域の実情に応じた土地の有効高度利用を図るため、都市再生区画整理事業の支援対象の拡充（立体換地建築物の共同施設整備費等を補助対象に追加）を行う。

国 費 社会資本整備総合交付金（8,940 億円）の内数 等

■ 市街地再開発事業における個別利用区制度の積極的な活用の推進

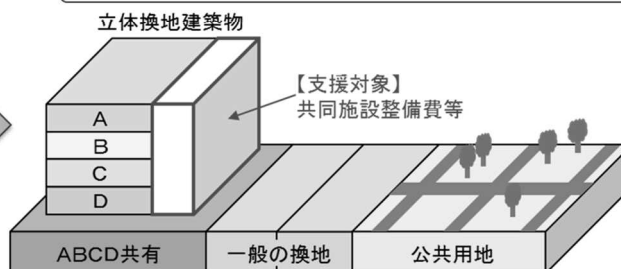
■ 都市再生区画整理事業の拡充

＜立体換地とは＞

立体換地とは、土地区画整理事業において従前の土地の権利について換地に代えて、建物及び敷地の権利を与えることができる土地区画整理法第 93 条に基づく制度



立体換地建築物の共同施設整備費等に対する支援について、高度地区・防火地域において実施される土地区画整理事業（高度利用・防火対策型）を拡充



【支援対象】

法第 93 条立体換地建築物の共同施設整備費等

【現行】過小宅地対策型

【現行】減価補償地区※型

【拡充】高度利用・防火対策型

※密集市街地などで公共施設用地の確保に伴い、事業施行後の宅地の総価格が、施行前の総価格を下回る地区

4. 都市の競争力の強化

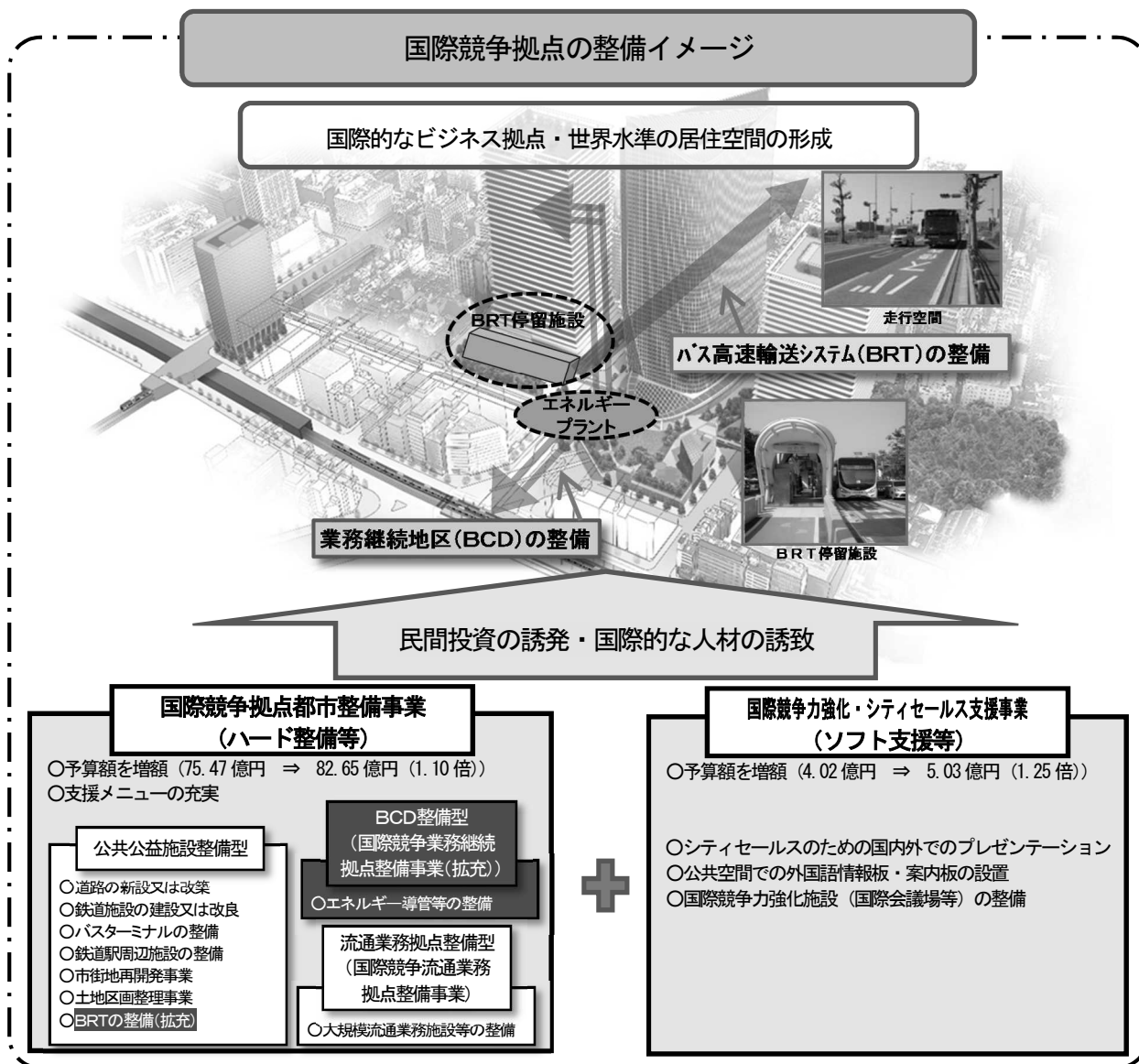
(1) 国際競争拠点の整備の加速化

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も見据え、我が国の都市に国際的な投資、人材を呼び込むための取組をハード・ソフト両面で加速化する必要がある。

このため、国際競争拠点都市整備事業（ハード整備等）について、定時性・速達性に優れた新たな交通システムとして期待されているBRT（バス高速輸送システム）の整備を支援対象に追加し、また、災害に対する脆弱性を克服する観点から、エネルギーを安定的に供給するために必要なエネルギー導管等の整備を行う新たな支援メニューを創設するとともに、整備の加速化に必要な予算を確保する。

加えて、ソフト支援を主とする国際競争力強化・シティセールス支援事業について予算を増額させる。

国際競争拠点都市整備事業	国 費 82.65億円（1.10倍）
（参考）平成28年度補正予算（第2号）	国 費 78.00億円
国際競争力強化・シティセールス支援事業	国 費 5.03億円（1.25倍）



(2) 民間都市開発事業への金融支援の充実

地方創生の本格展開として、ローカル・アベノミクスを全国に浸透させるため、活力ある社会経済を維持するための拠点となりうる地方の中核都市等において、都市の再生が求められている。

その際、人口や床需要が大都市と比べて小さい地方の中核都市等においては、大街区化を伴う再開発は行われにくく、むしろ規模の適正化や適切なスキームの選択を通じ、建設・維持に係る費用をコントロールしていくことがより重要となる。

こうした課題に対応し、地域の実情に応じた優良な民間都市開発事業を推進するため、面積要件の緩和等、金融支援を充実する。

政府保証債 272億円、政府保証借入 90億円

拡充の内容

民間都市開発推進機構が行うメザニン支援業務について、以下の内容を拡充する。

【面積要件の緩和】

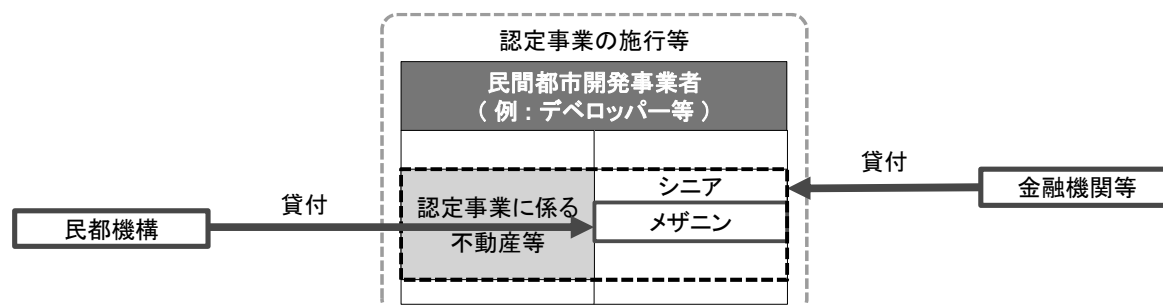
- ・都市再生整備計画の区域内で行われる民間都市開発事業の事業区域面積要件を以下の通り緩和する。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ・三大都市圏の既成市街地等：0.5ha以上 | 【拡充】 |
| ・三大都市圏の近郊整備地帯等、政令指定都市：0.5ha以上 | ⇒ <u>0.2ha以上</u> |
| ・上記区域以外の地域：0.2ha以上 | |

※ あわせて、平成28年度補正予算において、以下の措置を実施したところ。

【SPC要件の緩和】

- ・従前、支援対象がSPCに限定されていたため、新たにSPCの組成が必要であったが、一定の信用力を有する株式会社等への貸付等が可能となった。



(3) 旅館・ホテルの建設、観光バス駐車場の整備の推進

2020 年の訪日外国人旅行者数 4000 万人の目標などを踏まえ、今後増加する旅行者の受け皿となる旅館・ホテル等の宿泊施設の整備を加速化する必要がある。

このため、都市部を中心に宿泊施設が不足しているエリアにおいて民間都市開発推進機構による金融支援の対象に宿泊施設を追加するとともに、市街地再開発事業により宿泊施設を整備する場合の支援対象を拡充する。

加えて、不足している観光バス駐車場の整備を推進する。

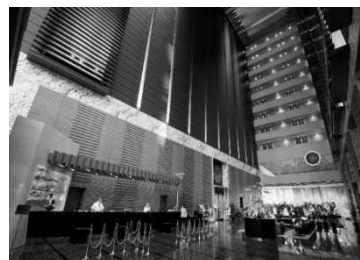
国 費 社会資本整備総合交付金（8,940 億円）の内数 等

「観光先進国」の実現に向け、宿泊施設や観光バス駐車場の不足が課題

宿泊施設整備の推進

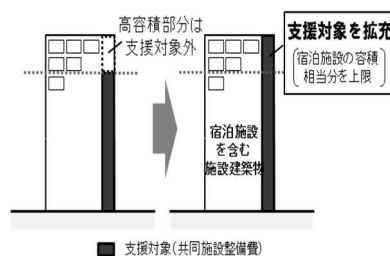
金融支援の充実

民間都市開発推進機構が行う共同型都市再構築業務の支援対象として、宿泊施設を含むプロジェクトを追加



市街地再開発事業による支援

大都市部を中心とした宿泊施設が不足しているエリアにおいて、宿泊施設を整備する施設建築物の共同施設整備費に対する支援を拡充



観光バス駐車場整備の推進

都市・地域交通戦略推進事業による支援

「観光バス受入計画」に基づく、観光バス駐車場の整備に対する支援を拡充

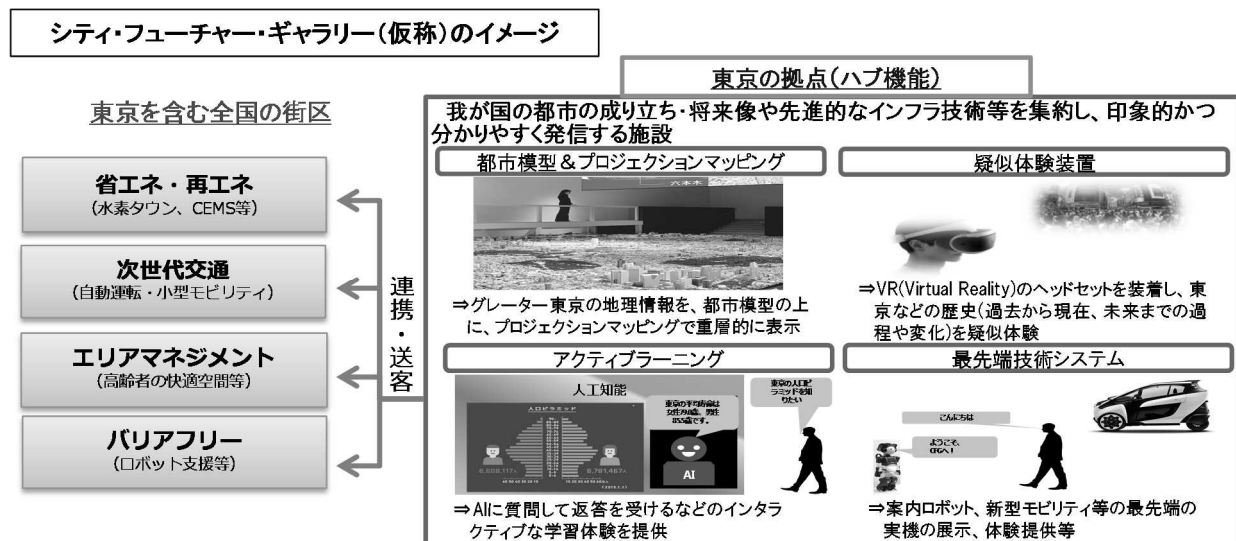


(4) 「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」

都市開発の海外展開の推進や我が国の都市の国際競争力を強化に当たっては、海外関係者に対し日本の都市の魅力や将来像等を効果的に発信していくことが重要である。

このため、現在、国、東京都、民間企業が連携し「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」の検討を進めているところであり、同構想の具体化を早期に図る。

国 費 1. 8 2 億円の内数



また、「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」をはじめとして、外国企業及び高度外国人材を呼び込むための官民一体となったシティセールスの取組に対し、国際競争力強化・シティセールス支援事業により支援を行う。

国 費 5. 0 3 億円の内数（再 掲）

国際競争力強化・シティセールス支援事業の例



国際会議でのプレゼンテーション



地域の魅力を発信するHP制作



外国語情報板の設置

5. 緑豊かなまちづくり

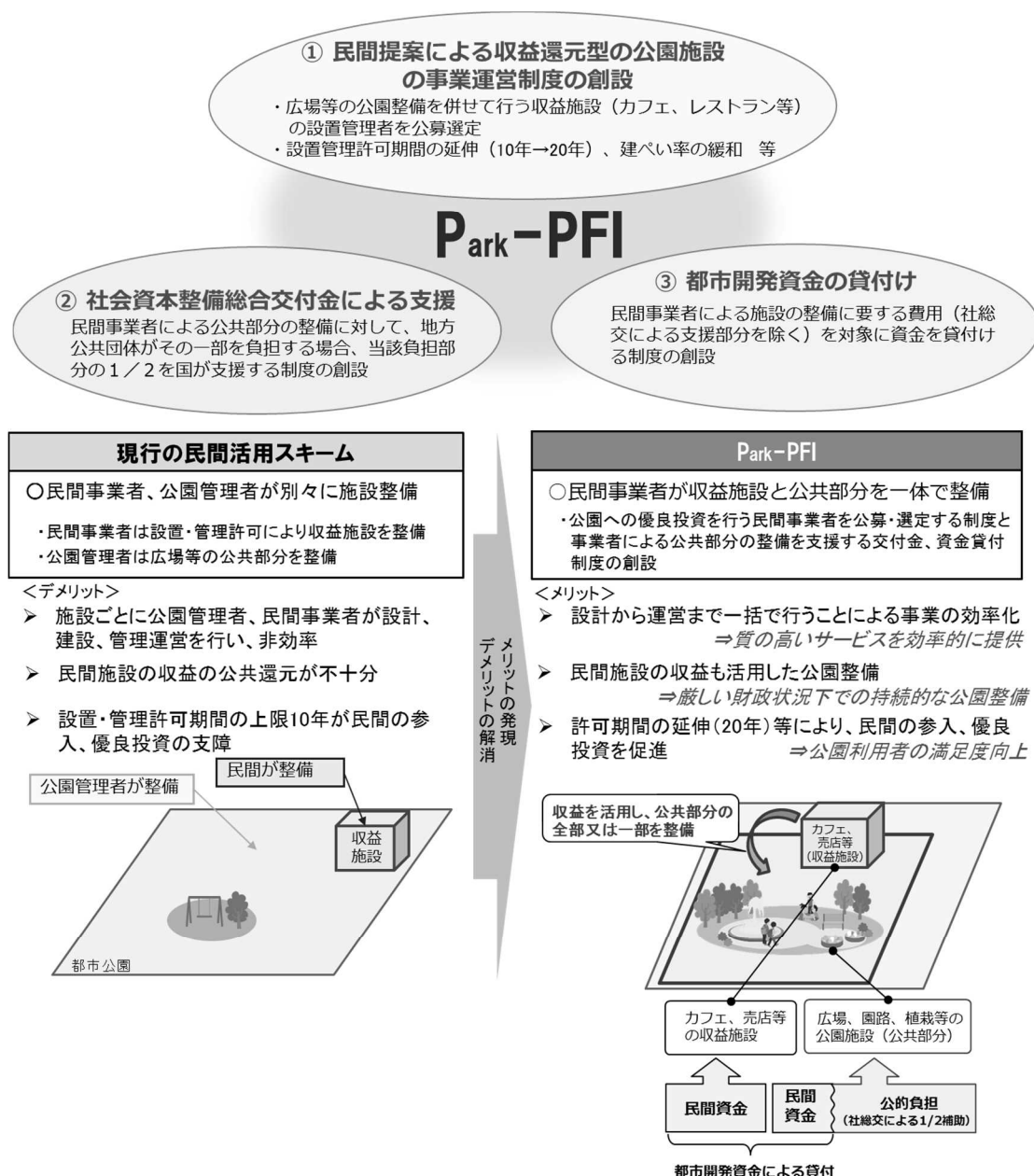
(1) 「Park-PFI 制度」の創設

都市公園の魅力を上昇し、そのストック効果を一層高めるためには、民間事業者の資金やノウハウを公園施設の整備、運営に積極的に活用する必要がある。

このため、PPP/PFI による新たな公園の整備手法として、①民間提案による収益還元型の公園施設の事業運営制度の創設、②民間事業者が行う公共部分の整備を社会資本整備総合交付金で支援する制度、③都市開発資金による民間事業者への貸付制度、の三つの新たな制度（Park-PFI）を創設する。

国 費 社会資本整備総合交付金（8,940億円）の内数 等

都市開発資金貸付金（賑わい増進事業資金融資） 国 費 1億円（皆 増）



(2)「市民公開緑地制度（仮称）」の創設

都市公園が不足しながらも、都市公園の整備がなかなか進まない地域においては、民間の空き地等を公園的な空間として利用していく取組が有効である。

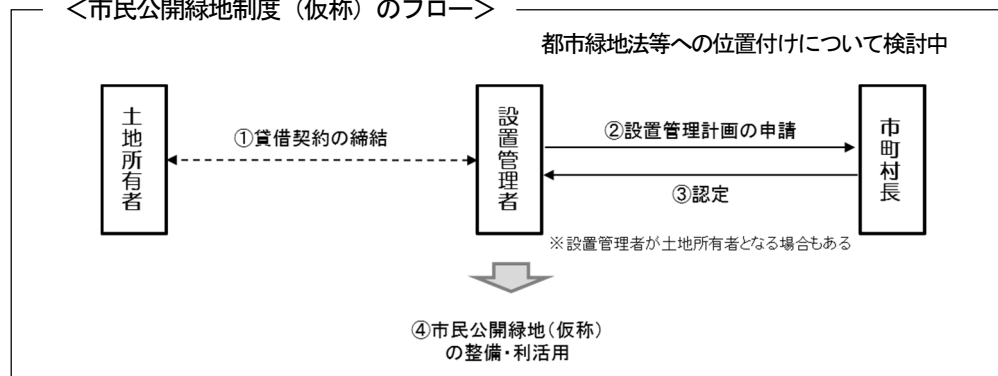
このため、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市町村が認定する制度（市民公開緑地制度（仮称））を創設するとともに、そこで行う施設整備（園路・広場、花壇・植栽、^{あずまや}ベンチ、門・さく等）や、イベントの開催等のまちづくり活動を支援する。

国 費 社会資本整備総合交付金（８，９４０億円）の内数

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 国 費 ０．９２億円（１．１５倍）（再 掲）

＜市民公開緑地（仮称）の整備及び利活用の推進＞

＜市民公開緑地制度（仮称）のフロー＞



- 市町村の認定を受けた設置管理計画に基づき、緑地管理機構が行う市民公開緑地（仮称）における施設整備を支援（市民緑地等整備事業の拡充）
- 市民公開緑地（仮称）における民間主体によるまちづくり活動への支援



市民公開緑地（仮称）のイメージ

また、生産緑地地区の面積要件の緩和に伴い、生産緑地を買取り市民農園となる都市公園を整備する場合の面積要件を緩和する。

(3) 国営公園等の魅力化

年間約 4000 万人が訪れる国営公園等において、2020 年 4800 万人（5 年で 2 割増）の入園者を目指し、我が国固有の歴史文化資産や豊かな自然を活かした施設整備とともに、子どもから高齢者や障がい者、外国人まで、誰もが利用しやすい環境の整備を推進する。

国営公園等事業

国 費 229.33 億円（0.99 倍）

（参考）平成 28 年度補正予算（第 2 号）

国 費 50.09 億円

国営沖縄記念公園

（沖縄県那覇市、本部町）

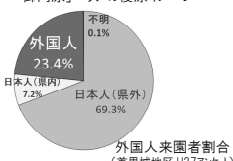
沖縄の観光拠点として、復元された首里城、美ら海水族館などに年間 730 万人が来園。外国人来園者が約 2 割を占める



首里城正殿前で毎年開催される
伝統儀式「朝拝御儀式」



「御内原」エリアの復元イメージ



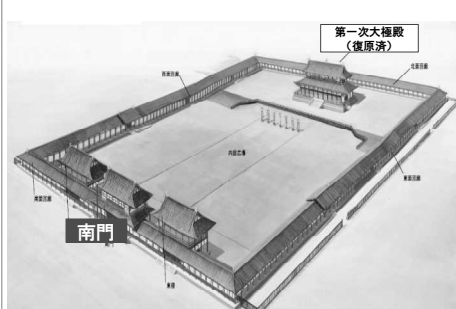
外国人来園者割合
（首里城地区 H27 アンケート）

首里城地区の全面開園に向けて、未開園の「御内原」エリアの復元工事を完了

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

（奈良県明日香村、奈良市）

特別史跡「平城宮跡」を保存・活用し、我が国の歴史・文化の情報発信、観光振興に寄与するため、復元整備等を推進



「第一次大極殿院」の復元イメージ



「南門」の復元イメージ



古代行事の再現（イメージ）

特別史跡「平城宮跡」において、第一次大極殿院「南門」の復元工事に着手

国立民族共生公園（北海道白老町）



国立民族共生公園 施設配置計画



アイヌ古式舞踊（イメージ）



アイヌ文化の復興、国際観光等に寄与するため、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会にあわせて一般公開することを閣議決定（H26 年 6 月）

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会にあわせて一般公開に向けて、公園整備を推進

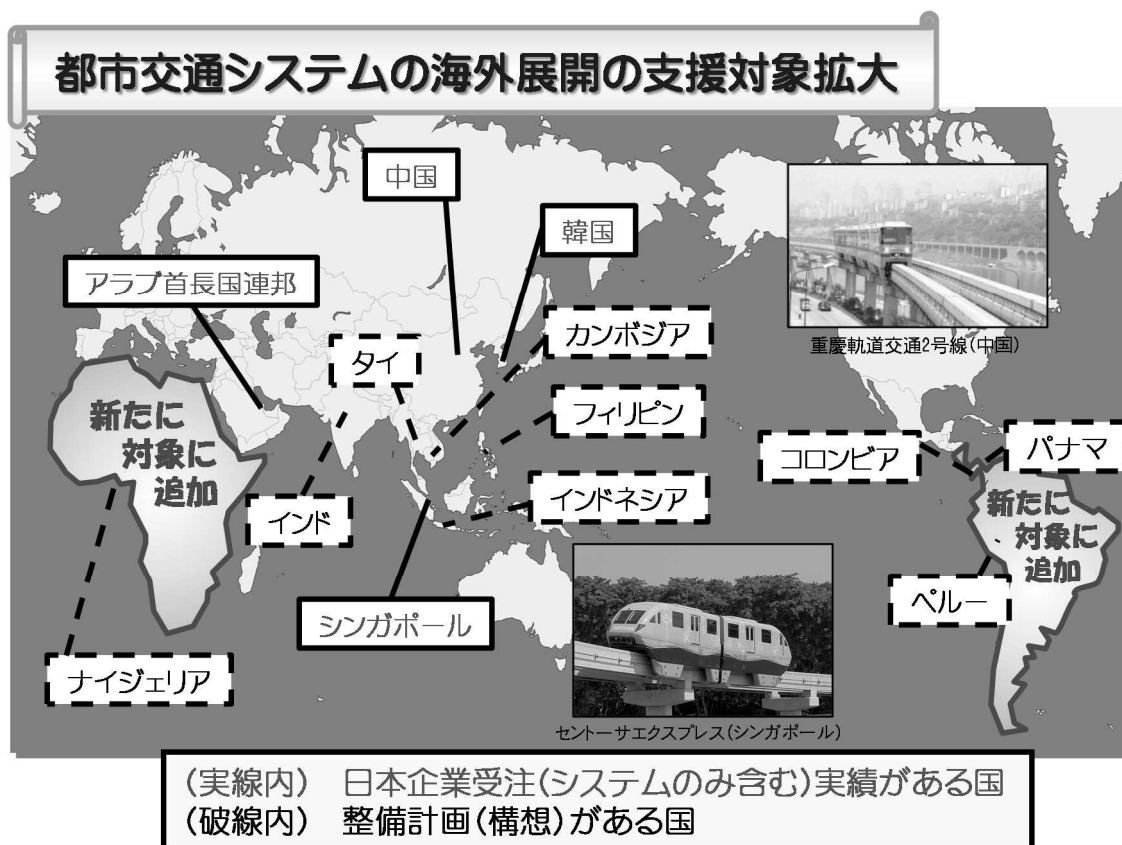
6. 都市開発の海外展開・国際貢献

(1) 環境共生型都市開発の海外展開

インフラシステム輸出を推進するためには、相手国の都市開発の「川上」の構想段階から関与し、過去の日本と同様の都市問題を抱える新興国に対し、日本の都市開発技術・ノウハウをパッケージで提案することが重要である。加えて、政府の「インフラシステム輸出戦略」等でも掲げている「2020年に約30兆円」という政府全体の目標を達成するためには、具体的な案件形成に向けた取組の加速が不可欠である。

このため、経済発展に伴う都市部での渋滞解消に寄与する日本型都市交通システムの導入等の都市問題解決支援の重点国として中南米・アフリカを新たに位置づけるとともに、我が国の都市開発の強みや都市の魅力等を戦略的に発信する手法を構築する。

国 費 1.82億円（1.18倍）（再掲）



大臣によるトップセールス



国際不動産見本市での発信



国内企業と海外要人の意見交換

（２）海外日本庭園再生プロジェクト

日本の文化や魅力を伝えることで対日理解を促進し、インバウンドに大きな効果がある海外の日本庭園の修復を集中的に実施するため、北米、南米、欧州等で修復のモデル事業を実施するとともに、海外の日本庭園を修復するための国内の支援体制を構築する。

国 費 0. 2億円（皆 増）

（修復前）



（修復後）



日本庭園の再生イメージ

日本ブランド調査2015[※]
～興味関心のある日本の物事～

- 1位 日本食
- 2位 日本への旅行
- 3位 日本の温泉
- 4位 日本庭園
- 5位 日本の四季

※（株）電通による調査

（３）2020 年東京オリパラ大会の暑熱対策

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会のマラソンコースや競技施設の周辺等において、造園・緑化事業者の協力を得て、壁面緑化等による暑熱対策を推進する。

平成 29 年度より、事前調査・モデル施工等を開始し、大会開催時の暑熱対策に活用するとともに、あわせて、先進的な都市緑化技術の PR により、造園・緑化産業の海外展開を図る。

国 費 0. 3億円（皆 増）



2012 年オリンピック・パラリンピック
ロンドン大会における壁面緑化の例

＜既往研究における緑化による気温低減効果＞

- ・壁面緑化の設置箇所は、周辺部に比べ表面温度が 20～30℃低い。
- ・緑化パネルはコンクリート壁に比べ体感温度が約 1～2℃ 低減。

7. その他の事項

○働き方の変革に対応した ICT を活用した都市再興のあり方に関する検討

- ・場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進に向け、テレワーク従事者の実態把握や、テレワークとまちづくりとの連携に関する調査を行い、働き方改革に対応した都市施策への活用を検討

○持続可能な大都市圏形成に係る検討調査

- ・「大深度地下使用技術指針（平成 13 年 6 月）」で想定していなかった大深度地下における課題に対する資料収集や耐力計算方法等の技術的分析を行うとともに、同技術指針の改訂について検討

○都市安全確保促進事業

- ・現行の対象地域に「政令指定都市及び特別区内、又は中核市、特例市及び県庁所在都市の中心駅周辺地域（駅から概ね半径 1 キロメートルの範囲内）」の追加
- ・現行の附帯事業の補助対象を、建築物の躯体工事を伴わないものに限定

○地下街防災推進事業

- ・防災対策を実施する地下街に優先順位を設け、優先度の高い地下街へ重点化
- ・安全性確保の取組を強力に促すため、ガイドラインの改定や取組の見える化

○特殊地下壕等対策事業

- ・特殊地下壕等対策事業（亜炭鉱廃坑対策を含む）の適用期限を平成 33 年度まで延長

IV. 平成29年度税制改正事項

1. 成長力・国際競争力の強化

○都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長

- ・ 所得税・法人税：割増償却（緊急地域：5年間 30%、特定地域：5年間 50%）
- ・ 登録免許税：建物の保存登記（本則 0.4%→緊急地域：0.35%、特定地域：0.2%）
- ・ 不動産取得税：課税標準の特例（緊急地域：1/5、特定地域：1/2（いずれも一定範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合）を課税標準から控除）
- ・ 固定資産税等：課税標準の特例（課税標準を市町村の条例で定める割合（緊急地域：3/5、特定地域：1/2を参酌）に軽減、いずれも5年間）

○民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりの推進のための所要の措置

- 1) 生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置（固定資産税：農地評価及び農地課税、相続税：納税猶予制度の適用等）の拡充
- 2) 民間主体が設置し、住民利用に供する市民公開緑地（仮称）の認定制度の創設に伴う固定資産税等の特例措置（3年間、課税標準について2/3を参酌して市町村の条例で定める割合に軽減）を創設

2. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の3年間延長（長期譲渡所得 2,000万円以下の部分 所得税：本則 15%→10%、個人住民税：本則 5%→4%等）

3. クリーンで安全・安心な社会の実現

○熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置

被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例

4. その他の項目

(1) 国土交通省主管事項

- 市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用（所得税・法人税等）
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長（法人税）
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税・法人税）
- 都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税・法人税）
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税・法人税）
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）
- 緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の廃止（所得税・法人税等）

(2) 他省庁主管事項

- 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置（相続税、固定資産税等）
- 避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点への拡大（所得税・法人税等）

（この冊子は、再生紙を使用しています。）